

G7 広島サミット消防特別警戒

進駐警戒拠点（機動警戒）警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒の期間	1
第4	進駐場所及び警戒隊	1
第5	消防特別警戒	1
1	組織	1
2	構成消防本部	2
3	任務等	2
4	施設等	2
5	情報通信体制	2
第6	指揮体制	2
第7	出動体制等	2
1	対応する災害	2
2	警戒区域	2
3	出動計画	2
4	出動指令	2
5	災害事案覚知時の対応	3
6	増強出動の要請	3
第8	災害対応要領	3
第9	勤務等	3
1	勤務交替及び資機材点検等	3
2	統括警戒本部への定時報告等	3
3	警戒期間中のスケジュール	3
4	出退勤要領	3
5	服装	3
6	関係機関等の連絡先	4
第10	その他	4

<別図>

別表「機動警戒隊一覧表」

<別図>

別図1「進駐警戒拠点位置図」

別図2「施設外観」

別図3「平面図」

<別添>

別添1「夜間勤務要領」

別添2「機動警戒隊スケジュール」

別添3「車両入退場要領」

第1 目的

要人訪問施設等において、多数傷病者の発生が予想される災害（以下「NBC災害等」という。）を想定し、広島市内に警戒隊を進駐させ、要人の動向に応じた移動配備等を行うことで、NBC災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒の期間

2023年5月16日から22日まで

ただし、要人の動向により警戒日を変更する場合がある。

第4 進駐場所及び警戒隊

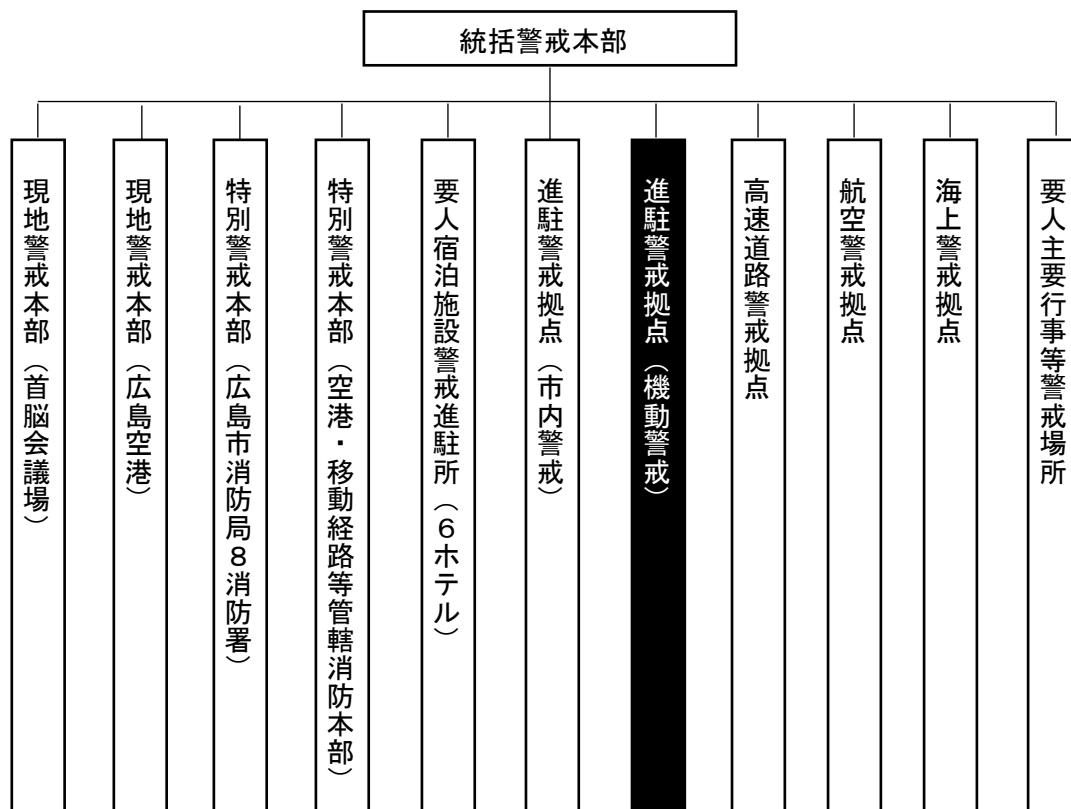
進駐場所	住所	隊数	人員
マリーナホップ	広島市西区観音新町四丁目14番35号	14隊	59人
各消防署所（所属待機）		2隊	7人

※ 別図1「進駐警戒拠点位置図」参照

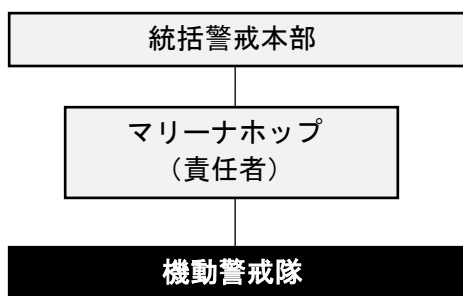
第5 消防特別警戒

1 組織

(1) 全体図



(2) 組織図



2 構成消防本部

東京消防庁、広島市消防局

3 任務等

区 分		消防本部	人数	任務
責任者	毎日勤務	広島市消防局	1人	<ul style="list-style-type: none"> 待機施設の管理運営 統括警戒本部への各種報告 その他
副責任者	隔日勤務		1人	
部隊責任者	毎日勤務	東京消防庁	1人	<ul style="list-style-type: none"> 機動警戒隊の部隊管理
警戒隊 (機動警戒隊)	隔日勤務	広島市消防局	3人	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器等の配布 機動警戒隊のスケジュール管理 勤務交替時の必要事項の伝達 移動配備隊の調整 その他
	毎日勤務	東京消防庁	11人	
	隔日勤務	東京消防庁	45人	

4 施設等

別図1「進駐警戒拠点位置図」、別図2「施設外観」及び別図3「平面図」参照

5 情報通信体制

別に定める「情報通信要領」のとおりとする。

第6 指揮体制

災害発生場所の管轄消防本部の指揮体制に基づくものとする。

第7 出動体制等

1 対応する災害

要人訪問施設等で発生した全ての災害

2 警戒区域

要人の動向等に応じ、機動的な対応を行う。

3 出動計画

統括警戒本部長の指示により出動及び移動配備を行うものとする。

4 出動指令

別に定める「出動指令要領」のとおりとする。

5 災害事案覚知時の対応

警戒場所等において直接災害事案を覚知した場合は、速やかに 119 番通報を実施し、指令要求を行うものとする。

6 増強出動の要請

災害の状況等により、機動警戒隊のみによる消防力では対応が困難と判断した場合、指揮隊長（原則、広島市消防局の指揮隊とする。）等は、統括警戒本部（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動を要請するものとする。

第8 災害対応要領

- 1 統括警戒本部の指示により、要人訪問施設等への移動配備及び初動対応を行う。
- 2 統括警戒本部が必要と認める場合は、すべての地域に対して機動的な対応を行う。
- 3 災害対応については、原則、災害発生場所の管轄消防本部の災害対応要領に基づくものとする。

第9 勤務等

1 勤務交替及び資機材点検等

- (1) 隔日勤務者は、事務引継ぎを行った上で勤務交替する。
- (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。
- (3) 勤務開始後、警戒隊は、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の員数確認を併せて行うものとする。
- (4) 勤務時間等は、「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。
- (5) 夜間勤務に関する事項は、別添1「夜間勤務要領」に定めるところによる。

2 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

3 警戒期間中のスケジュール

別添2「機動警戒隊スケジュール」のとおり。

4 出退勤要領

- (1) 出勤時
各隊の隊長は、自隊全員の出勤を確認した上で、出勤受付場所において警戒員名簿に必要事項を記入するものとする。（※押印不要。）
- (2) 退勤時
勤務時間終了後、随時退勤するものとする。

5 服装

「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。

6 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第10 その他

- 1 拠点における留意事項は、別に示す。
- 2 前記1のほか、本計画に定めのない事項については、「警防計画」及びその他消防特別警戒に関する各種計画・要領等によるものとする。

進駐警戒拠点〔機動警戒隊〕警戒隊一覧表

【別表】



広島マリーナホップ（機動警戒隊）					
中隊別	任務	車種	消防本部等	隊数	人数
機動	指揮本部	指揮車	広島市	1	3
機動	指揮活動	指揮統制車	東京消防庁	1	5
機動	指揮活動（日勤）	警防司令車	東京消防庁	1	5
機動	救助活動	救助車	東京消防庁	1	5
機動	救助活動（爆発物対応）	救出救助車	東京消防庁	1	3
機動	消火活動等	ポンプ車	東京消防庁	1	5
機動	消火活動等	ポンプ車	東京消防庁	1	5
機動	検知・分析活動	特種災害対策車	東京消防庁	1	5
機動	検知・分析活動	特種災害対策車	東京消防庁	1	5
機動	救急活動（救護所運営）	特殊救急車	東京消防庁	1	3
機動	救急活動（搬送班（人員輸送車））	人員輸送車	東京消防庁	1	3
機動	資器材搬送	資器材搬送車	東京消防庁	1	3
機動	資器材搬送	資器材搬送車	東京消防庁	1	3
機動	支援活動（日勤）	整備工作車	東京消防庁	1	6
合 計				14	59

進駐警戒拠点位置図



施設外観



広島市マリナーホップ 平面図

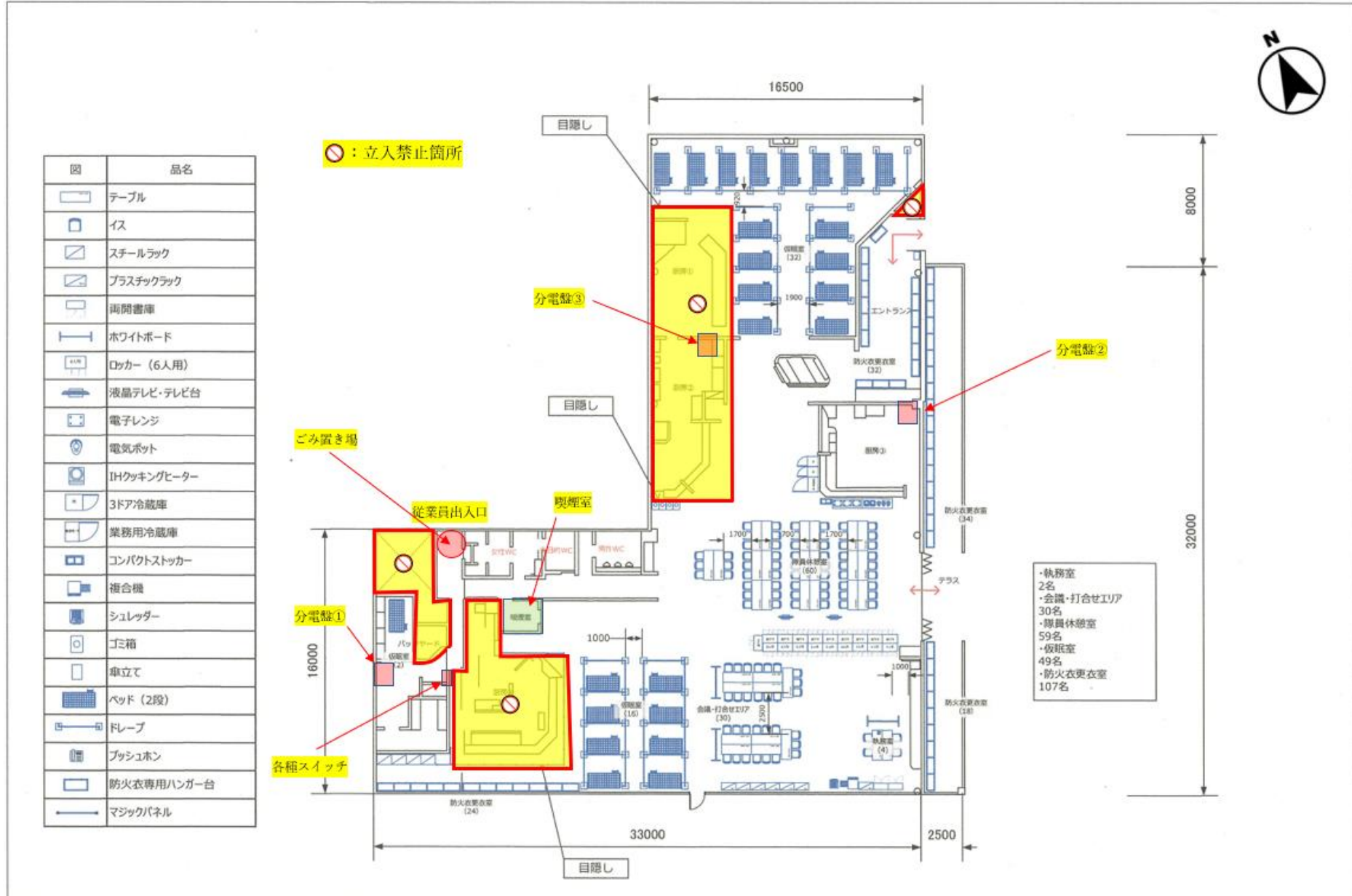


図	品名
[Symbol]	テーブル
[Symbol]	イス
[Symbol]	スチールラック
[Symbol]	プラスチックラック
[Symbol]	両開書庫
[Symbol]	ホワイトボード
[Symbol]	ロッカー (6人用)
[Symbol]	液晶テレビ・テレビ台
[Symbol]	電子レンジ
[Symbol]	電気ポット
[Symbol]	IHクッキングヒーター
[Symbol]	3ドア冷蔵庫
[Symbol]	業務用冷蔵庫
[Symbol]	コンパクトロッカー
[Symbol]	複合機
[Symbol]	シュレッダー
[Symbol]	ゴミ箱
[Symbol]	傘立て
[Symbol]	ベッド (2段)
[Symbol]	ドレープ
[Symbol]	ブッシュホン
[Symbol]	防火衣専用ハンガー台
[Symbol]	マジックパネル

- ・執務室 2名
- ・会議・打合せエリア 30名
- ・職員休憩室 59名
- ・仮眠室 49名
- ・防火衣更衣室 107名

夜間勤務要領

1 服装

「特別警戒共通事項」に定めるとおりとする。

2 勤務時間

「特別警戒共通事項」に定めるとおり、仮眠のための休憩時間帯において、夜間勤務を行う場合の勤務時間は、22時00分から翌朝5時00分までの間の1時間とする。

3 勤務場所

原則、執務室又は会議室とする。

ただし、執務室等が設置されていない警戒本部等については、当該警戒本部等の本部長又は責任者等が業務に支障のないと認める場所において、勤務することができるものとする。

4 勤務人員及び勤務時間の割り振り等

各警戒本部等の本部長又は責任者等は、各当務日にあらかじめ輪番を定め、1時間ごとに勤務人員4名を指定[※]し、夜間勤務を命じること。

ただし、執務室等が設置されていない警戒本部等については、勤務場所のスペースや業務内容を考慮し、1名又は2名の勤務人員とする。

※ 別表で定めた各消防本部（各警戒本部等への関係機関のリエゾン職員は除く）の中から、勤務する職員を指定すること。

ただし、各警戒本部等の本部長又は責任者の判断により、指定を変更することができるものとする。

5 業務内容

(1) 災害指令受信体制及び連絡体制等の確保

- ア 災害指令情報の受信及び伝達
- イ 災害情報を覚知した際の通報及び伝達
- ウ 各警戒本部等又は関係機関からの連絡
- エ その他非常召集に係る連絡等

(2) 巡回業務

- ア 各警戒本部等における火災及び盗難等の予防
- イ 各警戒本部等における照明設備の消灯及び駐車場内の照明器具の作動状況等（一部の警戒本部等のみ）の確認
- ウ 待機施設の保全及び車両等の管理等
- エ その他「特別警戒共通事項」に定める事項

6 留意事項

- (1) 各警戒本部等の本部長又は責任者は、特定の職員に過度な負担が生じることがないように夜間勤務を命じること。
- (2) 情報通信機器（スマートフォン、無線機等）の障害の発生時及び統括警戒本部長の指示等により、特別の対応が必要と認められる場合は、各警戒本部等の本部長又は責任者等は、勤務人員を増員させ、夜間勤務を命じること。

5月16日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00						
広島1	()	広島2	()	広島3	()	東京1	()	東京2	()	東京3	()	東京4	()
東京13	()	東京16	()	東京19	()	東京22	()	東京25	()	東京28	()	東京31	()
東京14	()	東京17	()	東京20	()	東京23	()	東京26	()	東京29	()	東京32	()
東京15	()	東京18	()	東京21	()	東京24	()	東京27	()	東京30	()	東京33	()

5月17日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00						
広島1	()	広島2	()	広島3	()	東京1	()	東京2	()	東京3	()	東京4	()
東京12	()	東京15	()	東京18	()	東京21	()	東京24	()	東京27	()	東京30	()
東京13	()	東京16	()	東京19	()	東京22	()	東京25	()	東京28	()	東京31	()
東京14	()	東京17	()	東京20	()	東京23	()	東京26	()	東京29	()	東京32	()

5月18日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00						
東京5	()	東京6	()	東京7	()	東京8	()	東京9	()	東京10	()	東京11	()
東京34	()	東京37	()	東京40	()	東京43	()	東京15	()	東京18	()	東京21	()
東京35	()	東京38	()	東京41	()	東京13	()	東京16	()	東京19	()	東京22	()
東京36	()	東京39	()	東京42	()	東京14	()	東京17	()	東京20	()	東京23	()

5月19日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00						
東京5	()	東京6	()	東京7	()	東京8	()	東京9	()	東京10	()	東京11	()
東京33	()	東京36	()	東京39	()	東京42	()	東京13	()	東京16	()	東京19	()
東京34	()	東京37	()	東京40	()	東京43	()	東京14	()	東京17	()	東京20	()
東京35	()	東京38	()	東京41	()	東京12	()	東京15	()	東京18	()	東京21	()

5月20日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00						
東京12	()	広島1	()	広島2	()	広島3	()	東京1	()	東京2	()	東京3	()
東京24	()	東京27	()	東京30	()	東京33	()	東京36	()	東京39	()	東京42	()
東京25	()	東京28	()	東京31	()	東京34	()	東京37	()	東京40	()	東京43	()
東京26	()	東京29	()	東京32	()	東京35	()	東京38	()	東京41	()	東京13	()

5月21日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00						
広島1	()	広島2	()	広島3	()	東京1	()	東京2	()	東京3	()	東京4	()
東京22	()	東京25	()	東京28	()	東京31	()	東京34	()	東京37	()	東京40	()
東京23	()	東京26	()	東京29	()	東京32	()	東京35	()	東京38	()	東京41	()
東京24	()	東京27	()	東京30	()	東京33	()	東京36	()	東京39	()	東京42	()

【勤務人員及び勤務時間の割り振り等に係る統一事項】

- ・責任者は除く。
- ・東京消防庁の職員は、消防司令補以下の職員が勤務することとし、1時間ごとに消防司令補の職員（太字）が1名勤務する。
- ・1時間ごとに、広島1～3、東京1～11/一係、東京1～12/二係の職員から1名が順（広島1→広島2→広島3→東京1→東京2…）に勤務することとし、2日目以降における各当務日の最初の勤務は、前当務日の最後に勤務した職員の次順の職員とする。
- ・1時間ごとに、上記（広島1～3、東京1～11/一係、東京1～12/二係）を除く職員（東京12～43/一係、東京13～43/二係）から3名が順に勤務することとし、2日目以降における各当務日の最初の勤務は、前当務日の最後に勤務した職員の次順の職員（順に3名）とする。

本部長（名称）	活動区分	活動隊数	活動人員	日勤者数	隔勤者	
広島市	責任者		2	1	1	
広島市	増強	1	3	0	3	
東京消防庁	責任者	0	1	1	0	
東京消防庁	増強	13	56	11	45	
計			14	62	13	49

【一係】

No.	区分	消防本部	氏名	備考
1	広島1	広島市消防局		警戒隊
2	広島2	広島市消防局		警戒隊
3	広島3	広島市消防局		警戒隊
4	東京1	東京消防庁		警戒隊
5	東京2	東京消防庁		警戒隊
6	東京3	東京消防庁		警戒隊
7	東京4	東京消防庁		警戒隊
8	東京5	東京消防庁		警戒隊
9	東京6	東京消防庁		警戒隊
10	東京7	東京消防庁		警戒隊
11	東京8	東京消防庁		警戒隊
12	東京9	東京消防庁		警戒隊
13	東京10	東京消防庁		警戒隊
14	東京11	東京消防庁		警戒隊
15	東京12	東京消防庁		警戒隊
16	東京13	東京消防庁		警戒隊
17	東京14	東京消防庁		警戒隊
18	東京15	東京消防庁		警戒隊
19	東京16	東京消防庁		警戒隊
20	東京17	東京消防庁		警戒隊
21	東京18	東京消防庁		警戒隊
22	東京19	東京消防庁		警戒隊
23	東京20	東京消防庁		警戒隊
24	東京21	東京消防庁		警戒隊
25	東京22	東京消防庁		警戒隊
26	東京23	東京消防庁		警戒隊
27	東京24	東京消防庁		警戒隊
28	東京25	東京消防庁		警戒隊
29	東京26	東京消防庁		警戒隊
30	東京27	東京消防庁		警戒隊
31	東京28	東京消防庁		警戒隊
32	東京29	東京消防庁		警戒隊
33	東京30	東京消防庁		警戒隊
34	東京31	東京消防庁		警戒隊
35	東京32	東京消防庁		警戒隊
36	東京33	東京消防庁		警戒隊
37	東京34	東京消防庁		警戒隊
38	東京35	東京消防庁		警戒隊
39	東京36	東京消防庁		警戒隊
40	東京37	東京消防庁		警戒隊
41	東京38	東京消防庁		警戒隊
42	東京39	東京消防庁		警戒隊
43	東京40	東京消防庁		警戒隊
44	東京41	東京消防庁		警戒隊
45	東京42	東京消防庁		警戒隊
46	東京43	東京消防庁		警戒隊

【二係】

No.	区分	消防本部	氏名	備考
1	広島1	広島市消防局		警戒隊
2	広島2	広島市消防局		警戒隊
3	広島3	広島市消防局		警戒隊
4	東京1	東京消防庁		警戒隊
5	東京2	東京消防庁		警戒隊
6	東京3	東京消防庁		警戒隊
7	東京4	東京消防庁		警戒隊
8	東京5	東京消防庁		警戒隊
9	東京6	東京消防庁		警戒隊
10	東京7	東京消防庁		警戒隊
11	東京8	東京消防庁		警戒隊
12	東京9	東京消防庁		警戒隊
13	東京10	東京消防庁		警戒隊
14	東京11	東京消防庁		警戒隊
15	東京12	東京消防庁		警戒隊
16	東京13	東京消防庁		警戒隊
17	東京14	東京消防庁		警戒隊
18	東京15	東京消防庁		警戒隊
19	東京16	東京消防庁		警戒隊
20	東京17	東京消防庁		警戒隊
21	東京18	東京消防庁		警戒隊
22	東京19	東京消防庁		警戒隊
23	東京20	東京消防庁		警戒隊
24	東京21	東京消防庁		警戒隊
25	東京22	東京消防庁		警戒隊
26	東京23	東京消防庁		警戒隊
27	東京24	東京消防庁		警戒隊
28	東京25	東京消防庁		警戒隊
29	東京26	東京消防庁		警戒隊
30	東京27	東京消防庁		警戒隊
31	東京28	東京消防庁		警戒隊
32	東京29	東京消防庁		警戒隊
33	東京30	東京消防庁		警戒隊
34	東京31	東京消防庁		警戒隊
35	東京32	東京消防庁		警戒隊
36	東京33	東京消防庁		警戒隊
37	東京34	東京消防庁		警戒隊
38	東京35	東京消防庁		警戒隊
39	東京36	東京消防庁		警戒隊
40	東京37	東京消防庁		警戒隊
41	東京38	東京消防庁		警戒隊
42	東京39	東京消防庁		警戒隊
43	東京40	東京消防庁		警戒隊
44	東京41	東京消防庁		警戒隊
45	東京42	東京消防庁		警戒隊
46	東京43	東京消防庁		警戒隊

機動警戒隊スケジュール

5月16日（火）

一係【日勤】		
時間	項目	内容
13:00	受付開始	<ul style="list-style-type: none"> 誘導員の指示に従い車両等を駐車 受付 荷物等の搬入 施設内（執務室、仮眠室等）の確認
14:00	集結完了	説明（今後のスケジュール等について）
14:10	移動	任務伝達式対象者はバス移動（警戒拠点～任務伝達式会場）
15:00	任務伝達式	式典
16:00	移動	バス移動（任務伝達式会場～警戒拠点）
16:40	警戒準備	個人装備品等の整理
17:30	解散	宿泊施設へ移動

二係【当務】		
時間	項目	内容
13:00	受付開始	<ul style="list-style-type: none"> 誘導員の指示に従い車両等を駐車 受付、IP無線及びスマホ並びに高速道路通行証等受領 荷物等の搬入 施設内（執務室、仮眠室等）の確認 随時、自隊の車両及び資機材点検
16:00	集結完了	
16:15	ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用に関する留意事項等の説明（拠点責任者） 警戒体制、出動体制等の確認
17:30	警戒開始	人員機械等報告書の作成 （拠点責任者が統括警戒本部（情報班）あてメール送信。以下、全日程において同じ取扱いとする。）
随時	激励巡視	消防庁長官及び統括警戒本部長等による激励巡視（別途調整）
	警戒待機	適宜夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両手入れ、適宜朝食等
8:50	事務引継	<ul style="list-style-type: none"> 一係への事務引継ぎ 警戒日誌の作成及び報告 （拠点責任者が統括警戒本部（情報班）あてメール送信。以下、全日程において同じ取扱いとする。）
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

5月17日（水）

一係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告（≒10:30）
10:00	ミーティング	・施設利用に関する留意事項等の説明（拠点責任者） ・警戒体制、出動体制等の確認
12:15	休憩	昼食等
13:00	各種試験等 ・ ミーティング	・指令試験（G7 指令受信スマホ） ・通信試験（デジタル無線） ・IP無線通信試験 ・サミット関連施設等への出動経路の確認（指定する隊は実動） ・NBC災害等消防活動要領の確認
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

5月18日（木）

二係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告（≒10:30）
10:00	ミーティング	・NBC災害等消防活動要領の確認
12:15	休憩	昼食等
13:00	各種試験等 ・ ミーティング	・指令試験（G7 指令受信スマホ） ・通信試験（デジタル無線） ・IP無線通信試験 ・サミット関連施設等への出動経路の確認（指定する隊は実動） ・NBC災害等消防活動要領の確認
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

5月19日（金）〔サミット開催期間〕

一係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告（≒10:30）
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

5月20日（土）〔サミット開催期間〕

二係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告（≒10:30）
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

5月21日（日）〔サミット開催期間〕

一係【当務】		
時間	項目	内容
	—	各自宿泊ホテルをチェックアウト
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	解散

5月22日（月）

二係【日勤】		
時間	項目	内容
	—	各自宿泊ホテルをチェックアウト
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング、個別訓練等
17:30	警戒解除	・統括警戒本部の指示により警戒解除（解除時期の前後あり） ・警戒日誌の作成及び報告 ・IP無線、スマホ、高速道路通行証等返却 ・最終ミーティング ・警戒終了宣言、解散 ・荷物等の搬出

機動警戒隊スケジュール【補足】

1 勤務交替

- (1) 勤務交替は、勤務の終了する拠点責任者（拠点副責任者）の進行により実施する。
- (2) 勤務交替場所は、会議室（会議・打ち合わせエリア）とする。
- (3) 勤務交替における事務引継ぎ内容は、「進駐警戒拠点（機動警戒）警戒計画」に記載のとおり、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。

2 指令試験及び通信試験（5月17日・18日）

- (1) 統括警戒本部及び拠点責任者の指示により実施する。（順：指令試験→通信試験）
- (2) 各試験の詳細は「情報通信要領」を、G7 指令受信スマホの操作要領については「出動指令要領」を参照すること。

3 IP無線通信試験（5月17日・18日）

- (1) 前記1の各試験終了後、事前にCH設定されたグループ内において通信試験を実施する。
- (2) 本試験は、指揮隊長（指揮本部／広島市消防局）の指揮により実施する。

《例》

発信者	通信事項
指揮隊長	広島指揮隊長から〇〇グループ（機動救助G等） 只今からIP無線通信試験を行う。 〇〇（隊） どうぞ。
各隊長	〇〇 メリット5 どうぞ。
指揮隊長	了解 メリット5。➤以降、同グループ内の別の隊に対し、試験実施。

4 警戒体制、出動体制及び施設利用に関する留意事項等の説明（5月17日・18日）

事前配布資料に基づき、拠点責任者が説明を実施する。

5 サミット関連施設等への出動経路の確認（5月17日・18日）

- (1) 広島市内主要施設への出動経路について、図上及び実動により確認する。
- (2) 経路確認に実動する警戒隊は以下のとおり。（経路は別途指示する。）

《実動する警戒隊》

拠点	中隊	任務	消防本部	車両
マリーナホップ	指揮	指揮本部	広島市消防局	指揮車
	任意	任意	東京消防庁	任意
		任意	任意	東京消防庁

※ 実動する東京消防庁の警戒隊は任意の隊とするが、渋滞の発生等を防止するため、最大2台とする。

6 NBC 災害等消防活動要領の確認（5月17日・18日）

指揮隊長（指揮活動／東京消防庁）の指揮により、要領の確認及びその他詳細な擦り合わせを実施する。

車両入退場要領

マリーナホップ



別添 3



(入場時)
消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど
車列による渋滞を発生させないように考慮すること。

自動車販売店(バルコム)とバス停留所との通路を走行
すること。



(凡例)
入場時： 
退場時： 

車両入退場要領
マリーナホップ





(入場時)
消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど
車列による渋滞を発生させないように考慮すること。

バス停留所

自動車販売店(バルコム)とバス停留所の間の通路を走行
すること。

駐車スペース

自動車販売店(バルコム)

(凡例)
入場時： 
退場時： 

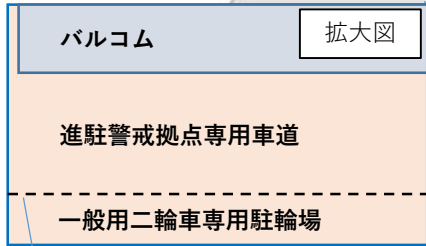
車両入退場要領 マリーナホップ

別添 3



(入場時)
消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど
車列による渋滞を発生させないように考慮すること。

自動車販売店(バルコム)とバス停留所の
間の通路を走行すること。



点線部は、鉄製柵により区分け

自動車販売店(バルコム)

観音新町4

駐車スペース

ナップス

バス停留所

CASAFELIZ

クラブハウス

広島マリーナホップ

マリホ水族館

通常時の入退場ルートが使用不可時の
緊急退場ルート

